

No.7

2004年
11月15日発行



Shunan Gikai Dayori

市議会だより



主な内容

9月定例会のあらまし	2P
議案の審議結果	3P
常任委員会、決算特別委員会	4P～6P
行政報告、市議会日誌等	7P～8P

9月
定例会

台風災害復旧関係の補正予算などを可決 災害復旧を最優先するため一般質問は取りやめ



台風により被害を受けた徳山競艇場東スタンド

9月定例会の概要

9月定例会は、9月7日から22日までの16日間開催しました。

9月7日に開会しました。9月18日の接近により、台風18号の接近により周南市災害対策本部が設置され、災害対策のため、会期の決定の後、延会しました。

9月8日に開催した議会運営委員会で、台風18号による災害復旧を最優先させ、市民生活の一刻も早い正常化を期するため、審議日程を変更し、一般質問を取りやめて、13日から本会議を再開することに決めました。

13日から再開した本会議では、まず10日現在までに判明している台風16号・18号の被害状況の報告がされました。

次に、大津島巡航（株）の事業計画に関する書類の提出等の報告・質疑があり、その後、高規格救急車の買入れや職員退職手当支給条例の一部

改正などを含む35議案の提案説明・質疑を行いました。

一般会計補正予算の主な質疑として、「ごみ燃料化施設の緊急修繕の内容は」、「市債が増加しているが、いくらぐらいまでに抑えていく考えか」、「周南緑地公園庭球場の管理棟の設計は委託ではなく、職員でできないか」などがありました。各議案は陳情2件とともに各常任委員会に付託されました。

17日には競艇場の台風災害復旧に伴う補正予算の議案が提案され、質疑の後、企画総務委員会に付託されました。

その後、企画総務委員会が現地を視察し、委員会で審査の後、本会議では全会一致で可決しました。

21日には、再度、16日現在までに判明している台風18号の被害状況が報告され、質疑を行いました。主な質疑に「今後、停電が続いたときの市民の方への情報提供はどのようにするのか」、「避難場

所の周知徹底はされていたのか」、「災害の際のごみの出し方について規定をつくるべきではないのか」など多数の質疑がありました。

また、台風関連の一般会計・特別会計補正予算の議案が提案され、質疑の後、各常任委員会に付託されました。22日最終日には、各委員長が委員会の報告を行い、継続審査となっていた水道事業会計及び病院事業会計の決算認定を含むすべての議案を可決しました。

また、平成15年度一般会計及び特別会計の決算認定が提案され、決算特別委員会に付託されましたが、閉会中に継続審査することになりました。

議員提出議案として、「地方分権のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提出について」、「郵政事業の改革に関する意見書の提出について」が提案され、それぞれ可決し、関係機関に意見書を提出することになりました。

9月定例会審議結果

全会一致で可決・承認した議案

平成15年度水道事業会計決算の認定
 平成15年度病院事業会計決算の認定

一般会計補正予算

15億2838万7千円の増額補正。繰越金の1/2を下らない金額を財政調整基金に積み立てる補正等

介護保険特別会計補正予算

4468万2千円の増額補正。平成15年度事業費が確定したことに伴う国庫支出金等

農業集落排水事業特別会計補正予算

604万8千円の増額補正。須々方中央浄化センターの修繕、工事を行う増額補正
 漁業集落排水事業特別会計補正予算

マンホールポンプの故障に伴う緊急清掃等

143万1千円の増額補正。マンホールポンプの故障に伴う緊急清掃等

工事請負契約の一部変更（福川漁港西桧地区海岸保全施設整備事業）

鋼管矢板を5本増等により事業の進捗を図るもの。契約金額を525万円増額し、3億2025万円に変更するもの

工事請負契約の締結（新南陽浄化センター 汚泥処理設備工事）

良好な下水処理が維持管理で

一般会計補正予算

15億2838万7千円の増額補正。繰越金の1/2を下らない金額を財政調整基金に積み立てる補正等

介護保険特別会計補正予算

4468万2千円の増額補正。平成15年度事業費が確定したことに伴う国庫支出金等

さるよりに改築工事を行うもの。契約金額は、1億9950万円で、平成17年3月4日完成予定

建設委託協定の一部変更（塩田雨水・汚水幹線管渠築造工事）
 工事が終了し、契約金額が確定したことによるもの。契約金額を421万2262円増額し、2億2742万1262円に変更するもの

動産の買入れ（総合行政情報システム）

合併に伴う業務の統一化を図るため、総合行政情報システム一式の買入れ。買入れ金額は3465万円で、システム稼働は平成17年度を予定

動産の買入れ（競走用ポット）

使用中の競走用ポットの使用登録期限が、平成17年1月6日までとなっており、65隻購入するもの。1隻当たりの価格は54万4131円

動産の買入れ（高規格救急自動車）

買入れ金額は、2902万2000円

動産の買入れ（消防ポンプ自動車）

買入れ金額は、3255万円

動産の買入れ（水槽付消防ポンプ自動車）

買入れ金額は、3818万8500円

一般会計補正予算

15億2838万7千円の増額補正。繰越金の1/2を下らない金額を財政調整基金に積み立てる補正等

介護保険特別会計補正予算

4468万2千円の増額補正。平成15年度事業費が確定したことに伴う国庫支出金等

訴えの提起をすること（5件）
 市営住宅の建物明渡し等を請求するもの

徳山社会福祉センター条例の一部改正

保健センター条例の一部改正
 文化会館条例の一部改正

周南地区広域市町村圏振興整備協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南地区広域市町村圏振興整備協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

周南地区食肉センター組合を組織する地方公共団体の変更及び規約の変更

光地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

光市・周南市 住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止

周南市・大和町 住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止

光市・周南市 住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止

光市・周南市 住民票の写しの交付等の事務の相互委託

光地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更

周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

10月4日に光市と大和町が合併することに伴うもの

公有水面の埋立ての免許
 富田字西ノ島593から開成町4555の26を経て臨海町4に至る土地の地先公有水面の埋立てを免許することについて異議のない旨答申するもの

公有水面の埋立ての免許

富田字西ノ島593地先公有水面の埋立てを免許することについて異議のない旨答申するもの

公有水面埋立地の用途変更

開成町4555の43から4555の26を経て臨海町4に至る土地の地先公有水面の埋立ての用途変更するもの

職員退職手当支給条例の一部改正

退職手当の支給基準の見直しを行うもの

一般会計補正予算（6件）

特別会計補正予算（6件）
 （競艇事業、国民健康保険鹿野診療所、簡易水道事業、地方卸売市場事業、下水道事業、漁業集落排水事業）

台風の災害復旧に要する経費

賛成多数で可決した議案
 人権擁護委員候補者の推薦
 12月31日をもって、委員2人の任期が満了となることに伴

賛成多数で可決した議案

人権擁護委員候補者の推薦
 12月31日をもって、委員2人の任期が満了となることに伴

うもの

議案（継続審査）

平成15年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定

議員提出議案（全会一致で可決）

郵政事業の改革に関する意見書の提出

議員提出議案（賛成多数で可決）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出

陳情（全会一致で採択）

郵政事業改革について意見書提出に関する陳情書

陳情（継続審査）

桑原漁港における沖合い防波堤及び既設防波堤の消波工の設置に関する陳情

報告されたもの

行政報告
 （台風16号・18号被害状況）

大津島巡航株式会社第51期事業計画に関する書類の提出
 平成15事業年度の決算に関する書類の提出
 （徳山区域野菜生産出荷安定基金協会）

損害賠償の額を定めることに関する専決処分（2件）
 例月出納検査の結果（2件）

委員会の審査状況

9月定例会で議長から付託された議案を各常任委員会で審査しました。委員会の主な審査状況は次のとおりです。
 なお、定例会最終日には平成15年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算が提案されました。決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査とすることになりました。

企画総務委員会

一般会計補正予算の財政管理費では「当初の財政計画での財政調整基金残高6億円というのは、かなり財政危機を強調したのではないか」との問いに対し、財政健全化策を作成時にはまだ見込めなかつた。基金残高にかかわらず財

政健全化に向けての取り組みをお願いせざるを得ないとの答弁であった。

動産の買い入れについて
 (総合行政情報システム一式)では「電子決裁というものは、決裁時の待ち時間がなくなるように改善されるのか」との

問いに対し、総合支所でも即、市長や助役の方に決裁が伝わるというイメージになる。一度開けば今どれが待ち状態であるか、即わかるようなシステムになるとの答弁であった。

動産の買い入れについて
 (競走用ポート65隻)では「競走用ポートは、ヤマト発動機1社のみ製造しており、業者が値段を設定したもので全国的にみな取引せざるを得ない状況と思うが、全国競

艇の中で価格についての協議はできないのか」との問いに対し、全国施行者協議会があり、その中でポート・モーターの基本的借上料等について、現在の経済状況の中で少し下げるべきではないかと意見交換は行っている。業者と全国施行者協議会が話し合っている状況であるとの答弁であった。

動産の買い入れについて
 (水槽付消防ポンプ自動車)では「落札率が99%を超えているが、予定価格を決めるにあたって、どういう方法でするのか」との問いに対し、各署装備が違い積載品も違つたので、現状は周辺の市町村を参考にして予定価格を算出しているとの答弁であった。

光地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更については、光市と大和町の合併により変更するものである。

「熊毛地区は、現在光地区消防組合に入っているが、いつになれば周南市消防本部と一本化できるのか」との問いに対し、非常に難しい問題で消防で判断するのは困難であり、現状を見つめているという実情であるとの答弁であった。

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定

については「全体の影響額が6200万円と来年が4400万円だが、一人平均すればどれくらいの変動があるのか」との問いに対し、平成16年度一人当たりの影響額が約122万円、平成17年度は経過措置がなくなり一人平均約220万円の減額となるとの答弁であった。

競艇事業特別会計補正予算は台風18号での競艇場の災害復旧費用1億3350

万円である。

「今回の補正以外の被害があるのか」との問いに対し、ほぼ全ての復旧工事を計上しているとの答弁であった。

郵政事業改革について意見書提出に関する陳情書については「この改革で、地方の拠点が急激に削減されることは危惧される」等の意見があり、全会一致で採択された。

環境教育委員会

一般会計補正予算の教育委員会関係では、「出水市から傷病鶴を受入れて、八代の鶴を増やす計画の鶴保護対策事業費について、傷病鶴の保護が今年度から始まるが、出水市からの鶴は何羽受け入れができるか」との問いに対し、保護できるのは現在2羽だが、本年度事業で10羽分の隔離ケージを建設中であるので12羽の保護ができる。今後の鶴の分散化計画等も考慮しているとの答弁であった。

「八代に飛来する鶴が来なくなつた場合はどうなるのか」との問いに対し、事業が始まつたばかりであり、必ず

や八代の鶴がこの事業により増える事を信じているとの答弁であった。

「本来は市でなく、県や国のやる事業だと思つがどうか」との問いに対し、鶴は国の特別天然記念物であることから、この保護についての事業費は国が2分の1、残りを県と市が負担する形で事業が実施されているとの答弁であった。

「傷病鶴の受け入れについて出水市から受諾の回答が今もつてないというのはい体どうなのか、何か問題があるのか」との問いに対し、山口県知事と周南市長の連名によ



使用登録期限が迫っている競走用ポート



鶺鴒の隔離ケージ

次に、環境生活部関係で「不燃物の分別で、ごみ袋を統一するための、ごみ袋販売委託料では、新南陽区域に廃プラ用のごみ袋を指定とする理由、目的は何か」との問いに対し、新南陽は袋の指定がなかったため廃プラが混入し、昨年度の熊毛、鹿野と同様に、不燃物のゴミ袋の指定をし分別したい。次年度は徳山区域も指定し、不燃のゴミ袋を周南市で一本化にするとの答弁であった。

り、公文書でその要請をしており、出水市の市長からの返事を待っているというのが現状であるとの答弁であった。次に「山口国体で本市がテニスの主会場になるための、周南緑地公園テニス場の整備事業ではテニス場の整備が2年早くなったが、関係者と協議をしているか」との問いに対し、関係者と協議はしており、基本設計、実施設計と具体的になり次第、さらに協議するとの答弁であった。

健康福祉委員会

一般会計補正予算は、「保育所運営事業費50人分の嘱託報酬増額について詳しい説明を」との問いに対して、4月

1日時点で旧2市2町の嘱託と臨時の雇用条件、形態を統一したが予算編成時に間に合わず、保育園児も178名増



増えている入園児

加のため保育士47名分の不足が生じたとの答弁であった。

「178名増加とは保育園に入る園児が増えていると理解してよいか」との問いに対し、合併による増加が90名で、ここ4、5年で70名から80名増加している。ハード面の改修等の計画が無ければ今後定数を増やす事は難しいとの答弁であった。

「では計画は模索しているのか」との問いに対し、公立保育園19園は昭和40年代に建設し、定数の見直しで75名増加し対応した。しななかった場合20名の待機者が出たとの答弁であった。

「児童手当が3年生までに拡充されたが対象人数は」と

の問いに対し、被用者小学校3学年終了前特別給付分として1億6943万円で3000人。非被用者小学校3学年終了前特別給付分が4584万円で780人。合わせて3800人程度が新たに対象となるとの答弁であった。

一般会計補正予算(台風の災害復旧に要する経費)では「3世代交流センターの駐輪場が破損し、そばのスーパーに駐車中の車をつぶしたがその補償はどうするのか」との問いに対し、原因は59・9メートルの強風のためで、全損に近い物損であった。市の物が市民の物を傷つけた場合にどうするかという事を検討しており、それに合わせて対応を決めるとの答弁であった。「貸付制度の金利は何%か」

建設経済委員会

一般会計補正予算の林業振興費で「緊急地域雇用創出特別対策事業費の委託先及び内容は」との問いに対し、委託先はまだ決定していないが、シルバー人材センターが周南森林組合を想定しており熊毛地域の烏帽子ヶ岳ウッドキャンプ場にアクセスする林道・園内の草刈、除伐などの業務

であるとの答弁であった。農業施設災害復旧費では「災害復旧の個人負担はどのようになっているか」との問いに対し、公共災害の場合は、2戸以上の受益者があり、40万円以上のものが公共災害として取り扱われる。40万円未満については、施設のみ単独でみる。地元負担は農地では

との問いに対し、災害復旧援護資金の制度は1.4%で、給与所得者に対して10万円を超える被害があり、200万円を限度に融資をし、償還は6か月の据え置きで5年以内であるとの答弁であった。「り災証明、見舞金制度、ごみは窓口を一本化すべきではないか」との問いに対し、当初からそのようにできないかということで検討したいとの答弁であった。「柳浜保育園の被害状況は」との問いに対し、冷暖房の室外機が破損し飛んだことにより、防水シートに亀裂が生じた。このことによる雨漏りや園児がぬれるという状況はおきていないとの答弁であった。

100分の30、施設では100分の10で、単独の場合も100分の10の負担になるとの答弁であった。

また「個人の農地の災害に対し、原材料支給はできるのか」との問いに対し、2戸以上が原則となっており、個人の農地では支給の対象にはならないとの答弁であった。

公園緑地費の「緊急地域雇用創出特別対策事業費の調査委託料は、公園台帳を作成するものだが、具体的にどういう観点で調査するものか」との問いに対し、旧市町の台帳整備がまちまちであったため、維持管理の統一化を図るものである。141公園の内、



奥畑秘尾線を視察する建設経済委員会

約100公園が15年以上経過しており、かなり老朽化も進んでいるため、施設の状況などもしつかり把握しないと今後の維持管理に支障を来すということから、施設関係の状況を施設台帳として作成し、また、既存の現況図を利用し、電子図化を図り、総合的な維持管理のシステムを構築したいとの答弁であった。

一般会計補正予算（台風災害関係）で「市営住宅の移転補償費が5件あるが、どういった内容か」との問いに対し、雨漏りにより修理するため、別の市営住宅に入ってもらうためのものである。補償の内容は2トン車で3台分の動産の移転料、荷造りなど3日分の日当、電話移設料であるとの答弁であった。

道路課関係で「単独で倒木を処理する場合、どこに委託して、どういう方法で処理をしたのか」との問いに対し、委託先は、近隣の建設業者、森林組合が主である。方法としては、車を通るだけの幅を確保し、次に道路内をきれいにする。生活道や集落に続く一本道は、大至急行うなどの優先順位をつけて処理をし

たとの答弁であった。「公園内樹木・街路樹の倒木の処理費及び廃棄物処理費



台風による倒木の仮置場となった周南緑地公園

とその処理の方法は。また、今後復旧させていくのか」との問いに対し、倒木の処理費は、公園内樹木が3573万7000円、街路樹が1385万円であり、廃棄物処理費は715万2000円で、中間処理業者がリサイクルすることを考えている。また、旧徳山市・旧新南陽市で策定している緑の基本計画があり、公園の緑化、街路樹の整備は、緑のまちづくりという観点から、今後も推進していきたいと考えているとの答弁であった。

決算特別委員会

水道事業会計決算の認定では「徳山、新南陽共に給水収益が減っている。人口が減っている以外の要因は何か。また、マンション建設は増加要因になっていないか」との問いに対し、省エネ意識の浸透や、生活様式の変化が挙げられる。例えば、おしめが紙おむつとなったり、入浴をシャワーで済ますこともある。そのような要因が複雑に絡み

合つてこのような傾向になっている。また、マンションの戸数・件数は増加しているが、家族が分散化され、料金段階の低い金額での水量に収まる家庭が増えているので増加要因とはなっていないとの答弁であった。

「未収金や滞納の状況はどうか」との問いに対して、未収金の主なものは、水道料金である。検針の翌月が収納月

となるため、徳山であれば2月3月分が4月納期、新南陽では毎月検針なので3月分が4月納期となる。これらが全て未収金となっている。滞納については、自治法上で5年となっており、5年経つと不納欠損となる。最終的には収納率は99・8〜99・9%程度になるとの答弁であった。

病院事業会計決算の認定では「地域医療の中核ということとで市民病院がある。個人病院との連携や共存共栄を考えると、経営上150床は多いのか少ないのか。経営の観点から考えた場合150床という数をどのようにとらえているか」との問いに対し、経営的には200床以上が望ましいとの答弁であった。

「診療単価が増加しているが、その理由は」との問いに対し、手術等の件数や重症の患者さんが増え、単価が増えているとの答弁であった。「小児科と麻酔科が非常勤ということだがどうか」との問いに対し、どの病院においても非常勤を確保することは大きな課題であるとの答弁であった。

現在、小児科は休止中です。

意見書の提出

議員発議による意見書を2件可決し、国会・関係行政庁に提出しました。

「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

国と地方の協議機関連の設置
地方の意見が確実に反映することを担保するため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

税源移譲との一体的実施
今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

確実な税源移譲
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

地方交付税による確実な財政措置
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整等財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々

の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

施設整備事業に対する財政措置
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講ずること。

負担転嫁の排除
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の低下、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

新たな類似補助金の創設禁止
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成16年9月22日

山口県 周南市議会

郵政事業の改革に関する意見書

昨今政府や自民党において、

郵政事業の改革に関する議論が行われておりますが、なかでも政府の財政諮問会議では2007年に三事業を分割民営化し、郵便局の大幅な削減を行うことが検討されている旨報道されています。

郵政三事業の在り方については、歴史的に様々な議論がなされてきており、その一応の帰結として平成14年に、郵政事業は新たな公社によって運営し、今後経営形態等の見直しは行わないこととして、「日本郵政公社法」が制定され、平成15年4月から日本郵政公社の基に三事業が運営されているものです。

新たな法律が施行された直後からその法律を廃止するための議論がなされるのはまさに朝令暮改の誹りは免れないものであります。

とくに郵政事業は国民の日常生活を支えるものであるだけに安定した事業運営が不可欠です。いたずらに改革を急ぐのではなく、現郵政公社の基で事業運営の安定や国民の生活防衛を図りながら、同時に必要な改革に関し国民的な議論を行っていくことが本筋であるうと思われま。

現に新聞社の行った世論調査においても、郵政事業の改革への関心は6・5%とかわめて低いのが実情です。

何のための改革かよくわからないまま改革の是非やその方向性が決まってしまうことに重大な危惧を感じざるを得ません。

少なくとも公社発足時の経営計画を全うするまでは現体制での事業運営に力を注ぎ、その間に国民の意思を反映する手立てを講ずるべきであると考えます。

また、今後議論していく改革の方向性についても、市場原理一辺倒ではなく、我が国の直面している少子高齢化や大都市への一極集中、またそれに付随する過疎の進行などへの配慮が必要ではないでしょうか。

こうした国家としての大きな課題に対し、国民共有の財産である郵政事業や全国に展開する郵便局のネットワークを活用する道を探ることが妥当ではないかと考えます。

過疎地を抱える周南市としては、大都市や経済的な事情を優先し、地方の衰亡を招きかねないような改革案を看過することはできません。

地方とりわけ過疎地においては、郵便局が住民の暮らしを守る防波堤であるという事実を熟考され、今後の議論を進めていただきたいと考えます。

記

以上のことを踏まえ、郵政事業の改革にあたって次の点を特に要望いたします。

地方とりわけ過疎地の生活防衛拠点でもある郵便局を市場原理に委ねることなく、今後とも維持していくこと
国営公社制度を当面維持し、その間に改革の是非も含めてその方向性に国民の意思を反映させる手設を講ずること
郵政事業や郵便局ネットワークを地方の生活防衛や活性化等に活用すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成16年9月22日
山口県 周南市議会

議会日誌

9月

- 3日 議会改革特別委員会
- 7日 本会議
- 13日 本会議・議会運営委員会・建設経済委員会
- 14日 各常任委員会
- 16日 政治倫理条例制定特別委員会
- 17日 議会運営委員会
本会議・企画総務委員会
会派代表者会議・議会広報編集特別委員会
- 21日 本会議・各常任委員会
- 22日 本会議・議会運営委員会・決算特別委員会
- 24日 建設経済委員会現地視察
- 27日 決算特別委員会
- 28日 決算特別委員会
宮崎県小林市行政視察来市
- 29日 決算特別委員会
茨城県常陸太田市行政視察来市
- 30日 決算特別委員会

10月

- 1日 決算特別委員会
- 4日 決算特別委員会
- 5日 大分県中津市行政視察来市
山口県市議会議長会臨時総会（柳井市）
- 6日 議会改革特別委員会
政治倫理条例制定特別委員会
- 7日 福岡県三潁町行政視察来市
兵庫県日高町行政視察来市
- 7日～8日 瀬戸内海地区議会競艇連絡協議会臨時総会（徳島県松茂町）
- 12日 政治倫理条例制定特別委員会
議会広報編集特別委員会
- 13日 長崎県五島市行政視察来市
- 13日～15日 建設経済委員会行政視察
（長崎県・長崎県諫早市・福岡県大木町）
- 14日 全国競艇主催会議協議会正副会長会・監査会（周南市）
- 15日 三重県亀山市行政視察来市
- 19日 福井県丸岡町行政視察来市
- 22日 会派代表者会議・議会運営委員会
- 25日～27日 環境教育委員会行政視察
（東京都足立区・山形県長井市・山形県上山市）
- 25日 議会広報編集特別委員会
- 26日 富山県富山市行政視察来市
- 27日 北海道岩見沢市行政視察来市
広島県庄原市行政視察来市
- 28日 福島県鹿島町行政視察来市
- 29日 臨時会・全員協議会

行政報告

台風16号及び18号に伴う被害状況等について

台風16号及び台風18号で災害に遭われた市民の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

さて、大型で強い台風16号は、30日の7時ごろ九州に上陸、30日午後5時ごろ防府市付近に再上陸し、午後6時ごろ本市付近に到達し大雨や強風といった猛威をふるいました。

対策といたしましては、特にこの時期は、1年を通じて一番潮位が高いときなので、高潮対策に特に警戒をするよう指示し、30日午後2時に本市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し全庁規模で災害の予防と災害時の対応に努めたところです。

事後対策としては、台風の過ぎ去った31日から、浸水した住居の消毒等の実施、並びに道路、河川など公共施設の応急措置等を実施したところです。

次に、台風18号に伴う被害状況等でございますが、7日の9時ごろ九州に上陸し、午後12時ごろ下関付近に接近。その後午後3時ごろまで、非常に強い風が吹き荒れ、本市を襲ったところであります。

台風18号の対策といたしましては、16号を踏まえ事前に市民の皆様方に広報をするとともに、台風の到来に備え、定例会議の開催日ではございましたが、7日午前9時に災害対策本部を設置し、災害時の対応に努めたところであります。

この度の台風18号は、消防本部の計測で、最大風速59.9メートルを記録するなど、大変な猛威をふるい、21名の負傷者がでたのを始めとして、住家の損壊など家屋や公共施設等に多大な被害を被ったところであります。

現在、被害状況の調査をするともに応急の措置に取り組んでいるところでございますが、停電が広範囲にわたり数日間続くなど市民の皆様方には、大変ご不便をおかけしたものと存じます。

また、議員の皆さんにおかれましては、この度の9月定例会議にあたり全職員が災害対応に専念できるようにと定例会を休会としていただくなどご配慮をいただき、感謝申し上げます。

今後は、市民の皆様が、少しでも早く平常の生活に戻れるよう全力をあげて対処するとともに、台風関連の災害復旧関係予算を今会期内に追加上程させていただきます。被災した施設等の早期復旧に努めてまいります。

なお、当面の災害対策に目途がたちましたので、13日午前9時をもって災害対策本部を解散いたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

（9月13日 本会議において）

編集後記

今年は強い台風が日本に過去最高の数で襲来しました。

周南市におきましても2個の台風が直撃し、多くの皆様被害に遭われた事と存じます。心よりお見舞い申し上げます。1日も早く平常生活に戻られるよう祈念いたします。

今回の大きな被害の経験から、避難場所は適切か。情報伝達は。ライフラインは。等々防災に対する解決すべき課題をたくさん提供してくれました。ひとつひとつ解決していくのが私たちの任務です。

一方、地球温暖化の影響が、日本近海の海水温の上昇で台風の勢力は衰えず日本に襲来すると言います。

先進国は地球温暖化防止のための京都議定書の批准をするよう働きかけるのも私たちの任務ではないでしょうか。